

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和5年6月1日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和5年6月1日（木） 午前10時00分から 午前10時15分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

## 朝霞市選挙管理委員会定例会

令和5年6月1日（木）  
午前10時00分から  
午前10時15分まで  
朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係
  - 議案第27号 選挙人名簿に登録する者について
  - 議案第28号 選挙人名簿から抹消することについて
  - 在外選挙人関係
    - 議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者について
    - 議案第30号 在外選挙人名簿から抹消することについて
  - 埼玉県知事選挙関係
    - 議案第31号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
    - 議案第32号 事務従事者の委嘱について
    - 議案第33号 登録の移替えの延期を定めることについて
    - 議案第34号 開票の日時及び場所の決定について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（４人）

委員 長	細 田 昭 司
委員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智 恵 子
委 員	藤 井 尚 夫

---

事 務 局 選挙管理委員会事務局長	堤 田 俊 雄
事 務 局 選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	河 本 幸 雄
事 務 局 選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真
事 務 局 選挙管理委員会事務局選挙主査	三 井 正 規
事 務 局 選挙管理委員会事務局選挙主事	齊 藤 竜 馬

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 27 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 28 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 5 年 6 月 1 日 定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 29 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第 30 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況
- ・ 議案第 31 号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・ 議案第 32 号 事務従事者の委嘱について
- ・ 議案第 33 号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・ 議案第 34 号 開票の日時及び場所の決定について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

本日はご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ご承知のとおり、曾根田晴美委員が5月31日に退任されたことに伴いまして、本日付けをもって、藤井尚夫委員が就任されました。

ここで御挨拶をいただきたいと思えます。

○藤井委員

ただいま御紹介にあずかりました、朝霞市三原に住んでおります藤井尚夫と申します。年齢は81歳です。今まで補充員として、朝霞台出張所の期日前投票等でお世話になりました。今日から委員ということなので、気の引き締まる思いでございます。よろしくお願いいたします。

○細田委員長

ありがとうございます。それでは委員を紹介させていただきます。

職務代理の加藤委員です。

○加藤委員

加藤です。本町です。よろしくお願いいたします。

○細田委員長

金子委員です。

○金子委員

金子です。溝沼です。よろしくお願いいたします。

○細田委員長

私は委員長の細田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程 3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第 18 条第 2 項によりまして、加藤委員、お願いいたします。

◎ 4 議題 選挙人名簿関係

議案第 27 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 28 号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程 4、議題でございます。

選挙人名簿関係でございます。「議案第 27 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」、「議案第 28 号 選挙人名簿から抹消することについて」。両案につきましては、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第 27 号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、571 人。女、529 人。計、1,100 人となっております。

続きまして、議案第 28 号を御説明申し上げます。選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、577 人。女、541 人。計、1,118 人となっております。

1枚おめくりください。資料の概要について御説明申し上げます。

1番の登録につきましては、先ほどの議案第27号の内容になってございまして、転入が令和4年12月31日から令和5年3月1日の方。年齢要件につきましては、平成17年4月11日から平成17年6月2日までにお生まれになった方が該当となっております。

続きまして2番につきましては、議案第28号の内容になってございます。

転出につきましては、令和4年12月9日から令和5年1月31日まで。死亡につきましては、令和5年4月9日から令和5年6月1日までとなっております。3番のところですが、市内転居につきましては、令和5年5月19日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。

裏面を御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,202人。女が、5万8,718人。合計としまして、11万7,920人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

初めに、議案第27号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(異議なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第28号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第28号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 在外選挙人関係

議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第30号 在外選挙人名簿から抹消することについて

##### ○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」、「議案第30号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両案につきましては、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。

佐藤係長。

##### ○事務局・佐藤係長

議案第29号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、1人。計、2人となっております。



裏面を御覧ください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第30号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和5年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、3人。女、0人。計、3人となっております。

裏面を御覧ください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、51人、女、51人、計、102人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

初めに、議案第29号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第30号につきまして、何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第31号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、埼玉県知事選挙関係でございます。

「議案第31号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第31号、ポスター掲示場設置の場所の決定について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和5年6月1日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、別紙で投票区、第1投票区から第23投票区までの174か所の設置箇所について掲載してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第32号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

次に、「議案第32号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第32号、事務従事者の委嘱について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における事務従事者を別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和5年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、第1投票区から第23投票区、それから本部の委嘱者を載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第 33 号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第 33 号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第 33 号、登録の移替えの延期を定めることについて。

埼玉県知事の任期が令和 5 年 8 月 30 日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第 17 条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求めます。

令和 5 年 6 月 1 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間は、記載のとおりとなっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、質疑ございますか。よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 33 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第34号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第34号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第34号、開票の日時及び場所の決定について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年6月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票の日時は令和5年8月6日午後9時を予定してございます。

場所につきましては、朝霞市立第十小学校を予定してございます。今回につきましては、彩夏祭と日付が重なっておりますので、いつもの総合体育館から朝霞第十小学校に変更となっております。先日、局長、局次長と私で挨拶に行きまして参りました。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第34号につきまして、質疑ございますか。よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

◎ 5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

委員の方から、何かございますか。よろしいですか。

事務局から、何かございますか。

○事務局・佐藤係長

ございません。

◎ 6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_